

徳監第1089号
令和4年12月13日

オンブズマン四国
代表者 梶田 道男 様

徳島県監査委員 岡 崎 悦 夫
同 鹿 山 公 弘
同 大 寺 健 司
同 西 沢 貴 朗
同 梶 原 一 哉

令和4年11月16日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく徳島県職員措置請求については、次の理由により却下する。

第1 請求の要旨

徳島県職員措置請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

訴えの相手は、徳島県警察本部長

情報公開で得た徳島県警察本部が発注する工事の入札による落札結果は、令和3年度でも徳島県東部県土整備局吉野川庁舎の土木工事と比較すると平均1.4%以上の高落札率となっている。

過去毎年度の平均落札率も高率である事から、業者間の談合が強く疑われるので、徳島県警察本部で事情を聞いたところ、業者間で話し合いが出来ておりスムーズな入札が出来ていると驚愕する回答であった。

徳島県警察本部発注の公共工事入札は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」で定める第3章不正行為等に対する措置第10条に違反しているとみられる。

「公共工事は、その多くが経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであり、その入札及び契約に関していやしくも国民の疑惑を招くことのないようにするとともに、適正な施行を確保し、良質な社会資本の整備が効率的

に推進されるようにすることが求められる。」と公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）でも示されている。

業者間の談合は、「談合罪」刑法第96条の6第2項に公正な価格を害し、または不正な利益を得る目的で談合した者を罰する旨が規定されており、違反者には3年以下の懲役もしくは250万円以下の罰金またはこれらの両方が科せられる。

又、独占禁止法第3条、第2条第9項第6号に違反する行為でもあり、違反者には5年以下の懲役または500万円以下の罰金が科せられ、法人等の違反では5億円以下の罰金が科せられる。

したがって、徳島県警察本部は、このような入札事実を看過すること無く、法令に則り、業者間の談合を捜査すると共に公正取引委員会への通知をしなければならない。

この措置を怠っている徳島県警察本部による徳島県へあたえる損失（23,314,394円）は多大なものである。

したがって、徳島県警察本部長に対し当該損失の返還を求める。

（事実証明書の記事は省略する。）

第2 決定の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員に違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときに、これらの事実を客観的に証する書類を添え、当該普通地方公共団体の住民が監査委員に対し監査を求め、当該普通地方公共団体が被った損害を補填するために必要な措置等を講ずることを請求できる制度である。

すなわち、請求人は、監査請求を行うに当たっては、自らが問題とする財務会計行為を特定するとともに、特定した財務会計行為の違法性又は不当性について、具体的かつ客観的に摘示する必要がある（別記1最高裁判決 参照）。

そのためには、事実を証する書面を提出しなければならないが、その趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで住民監査請求がされる弊害や監査請求が乱発される弊害を防止することにあるとされている。

ここで、本件請求について見てみると、請求人は、令和3年度における警察本部と東部県土整備局吉野川庁舎（以下「吉野川庁舎」という。）の土木工事等の入札結果を情報公開等で入手し、両者の落札率を集計して、警察本部の落札率が吉野川庁舎より平均して1.4%高いことをもって、談合の疑いがあり、警察本部の入札結果の集計額に1.4%を乗じた額を、徳島県が被った損害であると主

張しているが、これは、請求人が問題とする財務会計行為を特定しているとはいえない。

また、落札率が高いことをもって、談合があるとは直ちに認められないことから（別記2名古屋高裁金沢支部判決 参照）、違法性又は不当性について、具体的かつ客観的に摘示しているとはいえない。

以上のことから、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象とならないものと判断する。

(別記1 最高裁判決) 最高裁判所第三小法廷平成2年6月5日判決抜粋

住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないものといわなければならない。

(別記2 名古屋高裁金沢支部判決) 名古屋高等裁判所金沢支部平成19年1月15日
判決抜粋

実際の入札にあつては、入札者による入札価格及び入札の結果は、個々の入札者の企業規模、従前の工事实績等の実際の入札者の個別的属性のほか、受注期における工事需給の多寡等の経済的情勢、履行の難易及び履行期の長短等の当該工事の特殊性等、様々な他の要因が複雑に影響しあうとも考えられ、談合の事実がなくとも、理想的な自由競争が行われた場合の入札結果と常に一致するとは限らないから、入札価格や落札率をもって、直ちに談合の存在を推認することはできない。